

## 江東区議会インターネット中継業務委託仕様書

- 1 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 履行場所 江東区議会事務局
- 3 業務内容

江東区議会本会議及び予算・決算審査特別委員会の生中継及び録画中継の映像配信及び運用管理業務の委託を行うものである。

カメラ設置		議場・全員協議会室内に各2台以上設置
生中継	中継内容	開会から終了までを中継
		発言時には発言者氏名等をテロップで表示。同時に画面上に質問項目を表示。
		開会前・・・イメージ映像及びテロップ（開会予定時刻等）
	休憩中・・・イメージ映像とテロップ（再開予定時刻等）	
	庁舎2階モニター	インターネット中継と同じ映像を放映
録画中継	編集	映像の項目分け、リンクの設定等
	配信時期	本会議及び予算・決算審査特別委員会の各日閉会后、3営業日以内に録画を公開
	中継内容	基本的に生中継と同じ内容。会議名、日程、議員名等から検索が可能。録画中継映像について、過去5年分をVOD配信可能とすること。
視聴可能機器		生中継・録画中継ともにパソコン、スマートフォン、タブレット端末等でも視聴可能とすること。
残時間表示システム (予算・決算審査特別委員会のみ)		各会派の質疑時間を管理するシステムを導入し、全員協議会室内に残時間を表示するモニター2台設置

業務の詳細は、「インターネット映像配信業務一覧」のとおりとする。

このほか受託者は、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項はすべて実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行にあたらなければならない。

#### 4 受託者の責務

- (1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにしなければならない。  
また、本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守しなければならない。また、本委託により利用する外部サービスが別紙「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていなければならない。
- (2) 業務の実施にあたってデータの漏えい又は滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めなければならない。
- (3) 受託業務の総括責任者及び代行するものを置かななければならない。総括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、委託者の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めるものとする。

(4) 映像配信の円滑な運用のために委託者を支援するとともに、調査依頼、資料請求等に対して、迅速に対応するものとする。

## 5 支払方法

本契約にかかる委託料の支払いは、初期費用（「江東区議会インターネット中継業務委託プロポーザル実施要領」2業務概要（4）委託上限額の項に定める①初期費用）は完了後一括払い、映像配信・運用管理業務費用（同②）は毎月均等払いとする。

## 6 その他

- (1) 映像配信及び運用管理の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。
- (2) 委託業務の履行に伴い発生する成果物等はすべて委託者に帰属する。

7 担当者 江東区役所 区議会事務局議事係 大石・藤井 電話 3 6 4 7 - 3 5 4 7（直通）

## 【インターネット映像配信業務一覧】

### 1 運用形態について

- (1) 受託者は、委託者の指示を受け、本会議及び予算・決算審査特別委員会のライブ(生)中継映像配信及び録画中継(VOD)映像配信等運用管理全般の業務について、受託者の施設・設備(映像配信サーバを含む。)を使用して行う。ただし、委託者が所有する既存の音響設備(マイク、アンプ等)についてはこれを用いるものとする。
- (2) 本会議及び予算・決算審査特別委員会映像配信運用に当たって必要な機器・機材・回線及びソフトウェア等については、受託者が調達し、受託者が管理運用を行う。また、映像配信サービスを行うために工事等(電源・配管・ネットワーク配線等)が必要な場合にはこれも含める。
- (3) 映像配信システムに関して、配信される映像をインターネット上で閲覧できるよう、受託者がwebサイトを構築・運用すること。当該webサイトはユニバーサルデザインへの配慮がされていること。

当該webサイトの公開時期は契約後に協議するものとするが、令和6年5月下旬に予定する第1回臨時会のライブ中継を確実に実施できるようにすること。

また、録画映像配信の開始時期は、遅くとも下記のスケジュールとすること。

対象の会議	配信開始時期
令和5年第1回臨時会以降 令和6年第1回定例会まで	令和6年4月中
平成31年第1回定例会以降 令和5年第1回定例会まで	令和6年5月中

- (4) 中継映像配信の運用及び管理に当たっては、24時間体制とする。また、受託者はメンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、あらかじめ委託者に連絡のうえ行わなければならない。
- (5) 映像配信業務で提供される議会映像配信サイト、ライブ配信映像、VOD配信映像は一般に広く使用されているWindows、macOS、iOS、Android等の端末(マルチデバイス)で利用、視聴ができること。

配信する映像の画質は、現在配信しているものと同等以上とすること。

- (6) 対象とする会議について、下記に記載する近年の開催実績（延べ時間）を参考とし、必要な体制や機材を確保すること。

【本会議】 単位：時間 ※記載の時期は目安

年度	第2回定例会 (6月)	第3回定例会 (9-10月)	第4回定例会 (11-12月)	第1回定例会 (2-3月)	第1回 臨時会	第2回 臨時会	計
R元(H31)	7.5	9.5	8.5	10.5	1.5		37.5
R2	8.5	9.0	8.5	9.5	1.0		36.5
R3	9.0	8.5	9.0	9.5	1.5	1.0	38.5
R4	8.0	9.0	8.5	6.5	1.5	1.0	34.5

【予算審査・決算審査特別委員会】

年度	予算審査特別委員会		決算審査特別委員会	
	延開会日数 (日)	延審査時間 (分)	延開会日数 (日)	延審査時間 (分)
R元(H31)	7	2,045	5	1,575
R2	10	3,126	5	1,615
R3	10	2,843	5	1,585
R4	10	2,740	5	1,565

## 2 ライブ(生)中継映像配信に関わる要件

### (1) 機器について

カメラ及びテロップの操作機は、本会議及び予算・決算審査特別委員会それぞれ専用のものを、設置スペースを考慮して設置する。

上記機器は全て受託者が提供することとし、運用管理についても受託者が行う。

### (2) カメラ操作について

カメラ操作は各カメラを任意にパン、チルト、ズームするための操作機能も有すること。会議開催中でもカメラ設定の更新登録が可能であること。

### (3) テロップ操作について

テロップ機能は、議員名・執行部役職名・会派名・一般質問・運用アナウンス文章等を事前に登録できること。

### (4) 操作者について

会議開催中の操作は、委託者が行う。ただし、受託者はシステム等の操作について、委託者に対し十分な研修を実施するとともに、委託者からの質問等に対して迅速に対応するものとする。

### (5) 障害発生時の対応について

生中継時のカメラ、テロップ、映像配信機器の障害発生時には、迅速な復旧を可能とするものとし、録画映像が確保できるよう対策を講じること。

### (6) 庁舎2階情報ステーションに設置されているモニターでもライブ配信している映像と同じものを視聴できるものとする。そのためにケーブルの敷設等が必要な場合には、そのための工事も本契約に含むものとする。

### (7) エンコードにソフトウェアを使用する場合、使用するエンコードソフトウェアは開発メーカーの製品サポート期間内であること。

(Adobe社のFMLEはメーカーのサポートが終了しているために使用不可とする)

### 3 録画中継（VOD）映像配信に関わる要件

- (1) 編集された映像は、現年度分及び過去5カ年分を蓄積しVODとして、常に配信することが可能な状態を維持すること。受託者が契約する以前の映像については、委託者が受託者に提供する動画ファイルを使用し、同様に配信すること。以下の各号についても同様とする。
- (2) 映像検索抽出機能について
  - ① 映像配信のページから、簡単な操作で映像の検索、閲覧ができるデータベースを用いた仕組みを提供すること。
  - ② 検索項目は、会議名称、会派名、議員名、質問項目を必須とすること。
- (3) VOD配信用映像編集について  
蓄積されたライブ映像のVOD配信システムへの登録及び映像編集は、委託者が指示したとおりに受託者が行い、本会議当日又は予算・決算審査特別委員会各日終了後の3営業日まで（委託者の指示による）には可能なこと。なお、映像編集は、質問項目ごとの編集も可能なこと。
- (4) 録画中継（VOD）と会議録データのリンクについて  
録画中継再生ページから会議録検索システム上の該当会議録本文へのリンクを可能とすること。

### 4 残時間表示に関わる要件（予算・決算審査特別委員会のみ）

- (1) カメラ・テロップ操作機により、会派ごとの質疑時間を計測、管理することができるようにすること。
- (2) 全員協議会室に42型モニターを2台設置し、質問及び答弁中は質問者が所属する会派の残り質疑時間をカウントダウン方式で常に表示し、議員及び理事者が確認できるようにすること。

### 5 ネットワークシステムに関する要件

- (1) 用意するインターネット回線はセキュリティに十分考慮し、映像配信業務を遂行する上で十分な回線スピードを有すること。
- (2) 映像配信サービスを実現するために必要な工事等（電源・配管・ネットワーク配線等）が発生した場合、これを全て含むこと。

### 6 運用に関する要件

- (1) システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステム監視・安定したサーバー運用・使用状況の確認等で確実なサービスを提供すること。
- (2) 受託者は委託者の意向による映像配信画面の構成、配置、デザインの変更を契約期間中は無償で行うこと。
- (3) 障害発生時には、迅速な対応にて回復すること。
- (4) コンピューターウイルスの侵入、不正アクセス、データの改ざん等を防止するための対策に、万全の配慮をすること。
- (5) 受託者は議会の運営および映像配信業務に精通している複数の要員で組織されたサポート窓口を設けていること。このサポート窓口は常設されており、定例会時期以外でも常時受け付け可能であること。また、障害が発生した場合には、状況により技術者を派遣し、事態の収拾を図ること。
- (6) 全員協議会室で行われる予算・決算審査特別委員会以外の会議について、委託者からの要請があった場合には、映像の録画及びデータの保管（映像の配信は除く。）に対応すること。
- (7) 配信拠点は地理的冗長性を考慮し、異なる地域に設置すること。

## 7 アクセス報告に関わる要件

- (1) 受託者は視聴者からのアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる委託者専用サイトを提供すること。任意の年、月および集計種別を選択することで24時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。
- (2) 委託者専用サイトはID、パスワードの認証を必要とすること。
- (3) 委託者専用サイトは信頼できる第三者機関より電子証明書を発行されていること。
- (4) ライブ配信のアクセス集計表は各時間帯別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
- (5) VOD配信のアクセス集計表は各時間帯別、コンテンツ別、議員名別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
- (6) サイトに表示された集計表は同じ構成でCSVファイルとしてダウンロードでき、EXCELなどの表計算ソフトに読み込むことができること。
- (7) 集計表はブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。
- (8) この集計表は簡単な操作で、区庁舎内からのアクセス分を集計から除外できること。

## 8 成果物

受託者は公開期限が到来した年のVODをメディアに格納し、成果物として納品すること。

## 9 その他

- (1) 本契約に、機器の保守にかかる費用を含むものとする。
- (2) 物件の搬入及び工事日時については委託者の指示に従うこと。
- (3) 本契約に、契約期間終了後の機器類の撤去費用は含まれない。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

## 外部サービスの利用におけるセキュリティ要件

No	セキュリティ対策
1	受託者は情報セキュリティに関して十分な知識があること。
2	受託者が本業務のために使用するソフトウェアやサービスにおいて、ライセンス違反等がないよう必要な数だけアカウントを準備すること。
3	本業務を提供するシステム・利用する端末のリソースに不足がなく、将来の拡張性があること。
4	本業務で使用する時刻は、標準時刻と同期していること。
5	データ通信速度を確認し、必要なネットワーク帯域が確保できる見込みである。
6	ユーザが特別な知識を必要とせず、直感的に利用できるシンプルなデザインの画面や操作性となっていること。
7	本業務終了時は委託者専用サイトの管理者アカウント等を削除できること。
8	受託者内において、管理者等のアカウントは適切に管理（パスワード管理や多要素認証、アクセス権限、終了時の削除など）されていること。
9	データはすべて国内に保存されること。 (データが保存されているサーバは国内に設置されていること)
10	事業者または区がインシデントを検知した際、区 CSIRT への連絡・報告体制が取れていること。
11	不必要なアクセスがされないよう、情報資産・機能に対して、各利用者に必要最低限のアクセス権のみ付与すること。
12	本業務で構築するシステムにおいて、ID/PW による認証を行うこと。